仙台地方裁判所委員会（第１４回）議事概要

１　開催日時

平成２０年３月１２日（水）午後１時３０分～午後３時３０分

２　開催場所

仙台地方裁判所第５会議室

３　出席者

（委　　員）　阿部友康，阿部則之，阿部宮子，石井　達，板橋徳幸，
卯木　誠，大村昌枝，長田洋子，鈴木忠夫，須藤　力，
千葉雄一郎，原　征明，武藤伸子
（５０音順，敬称略）

（説 明 者）　畑中芳子裁判官
志村民事首席書記官，川井刑事次席書記官，
近藤事務局長，池田事務局次長

（庶　　務）　中脇総務課長，野中総務課課長補佐，平塚総務課庶務係長

４　議事等（●委員長，○委員，□説明者）

(1)　民事訴訟事件の迅速化について

[事前説明]

□　民事訴訟事件の迅速化への取組について

□　仙台地方裁判所における統計資料の説明

[意見交換]

○　統計資料によれば，確かに以前に比べると迅速化が図られていることが分かるが，一般市民がこれを見て，短くなったと思うのか，まだまだこれだけかかると思うのかであろう。

　生ものと同じように，事件も時間をかければ腐ってしまう。代理人弁護士の立場でも迅速化に向けて更に努力しなければいけないと考えており，改良の余地はまだまだあるようにも思われる。

○　当事者の利害関係による引き延ばし作戦によって，裁判の期間が左右されることもあるのではないか。やはり，当事者の協力もなければスムーズに進まないのかもしれない。

○　現在の訴訟手続の流れでは，準備書面や証拠の提出期限が裁判所から定められるなど，スケジュールを決められてしまうため，代理人側としては引き延ばしをしようとしても，現実にはなかなかそれが許されないような状況になって

きている。

○　２月６日付けの日本経済新聞に，企業内弁護士の数が１．５倍に増えたという記事が載っていた。訴える側も訴えられる側も従来とは違う体制になってきたということも要因として考えられるのではないか。

○　確かに最近，東京や大阪の大企業では，顧問弁護士ではなく，社員として弁護士を抱えて法務を行わせる形態を取る企業が増えてきており，企業側の応訴体制も進んできている。また，弁護士の数自体も増えてきているため，就職先として企業を選ぶ者も増えているようである。

○　私たちが通常ニュースなどで目にするのは，大きな事件ばかりなので，あまり短くなったという感じはしないが，統計を見るとそうなのかといった感じである。仙台は全国に比べて成績が良いようであるが，何か特別な理由があるのか。

□　裁判所としては，できるだけ段取り良くスケジュールを組んで，次回までの準備を当事者にお願いしている。そのことを調書の記載などでオープンにすることにより，当事者も内容を確認することができ，きちんと準備がなされるように工夫している。

○　仙台は裁判官や弁護士が優秀だとか，人数が増えたとかそういった要因はあるのか。

●　裁判官の人数は以前から変わっていない。弁護士の数は確かに増えているが，むしろ重要なのは，新民事訴訟法が出た後の弁護士の意識改革が成功したからではないか。従前は，準備書面をいつまで出してくれと依頼しても，守ってくれる人はそう多くなかったが，最近では，ほとんどの代理人が協力してくれるので，速く流れていく傾向にある。

　もっとも，代理人の中には拙速すぎるのではないかという意見もある。裁判官は，事件の争点を見極め，必要最小限の証拠調べで判断できるよう訴訟を進めているが，代理人側では，証拠があるのに採用してくれないなど，そういうやり方に対して批判を持っている者もいるかもしれない。

○　確かに速ければいいという訳ではない。特に最初の段階では，訴えられた側には訴状がいきなり送られてくる訳で，そこから弁護士に相談する場合は，白紙の状態からどういう証拠があるのか探していかなければいけないので，ある程度の時間をかけてきちんと準備を行う必要がある。ただし，それ以後もずっと時間をかければいいというものではなく，しかるべき時期に終わるような形にすることが必要である。

　今後の課題は，現在の審理期間をもっと縮めるにはどうしたらいいかということであるが，主張や立証の準備もあるので，口頭弁論期日の回数をこれ以上減らすことは無理ではないかと思う。そうすると，口頭弁論期日の間隔を縮め

るしか方法はないのではないか。裁判官や弁護士を増やして持ち事件数を減らすことで，本当に短くなるのかは疑問である。

○　現在は，どれくらい間隔が空いているのか。

●　大体１か月くらいで，証人尋問だとそれ以上空く場合もある。

○　間隔が空いてしまうというのは，主にだれが原因なのか。

○　裁判所の都合の場合もあるし，当事者の都合の場合もある。

○　相手方の準備書面を受け取り，当事者と打ち合わせて反論を書くまでに２週間くらいは必要である。毎日というのは無理であるが，もう少し縮めることは可能かもしれない。

○　配布資料の第４表を見ると，１年以内程度が迅速化のラインで，１年以上は長いという印象を受ける。１年以上かかるような事件をなくしていく方向で，そういった事件の長期化の要因を調べる必要があるのではないか。

●　１年を超える事件というのは，大体が医療過誤や建築瑕疵などの専門的な知見を要する訴訟である。このような事件で争われれば，争点整理や証拠調べでどうしても時間がかかってしまう。

○　そのような専門的な訴訟では，専門家に入ってもらうような工夫を行って，課題をつぶしていくしかないのではないか。そんなに長くかかってしまうのでは，医療や建築の場合は訴訟なんかやめておこうという気持ちになる。

●　一つの方法としては専門委員の活用がある。迅速化に関する報告書の１８６頁から１９１頁にかけて，長期化の要因が指摘されており，今後は，これをどのようにして解決していくかが課題である。

○　机上配布資料の３ページを見ると，医療関係訴訟の和解率が平均より高いように思われるが，裁判所の方向性としてなるべく和解に持っていくといったスタンスがあるのか。

□　医療事件では，早期解決が望まれるので，証拠調べから心証を得ている場合でも，控訴などで長引くことがないよう，当事者に和解を勧めることはよく行っている。

○　以前，仕事で訴訟関係を担当した時は，一生懸命証拠などを準備しても，裁判所での期日は５分や１０分で終わってしまう。それで次回期日の打合せをしても，弁護士が差し支えばかりで，なかなか期日が入らず，１年の間で裁判を真剣にやったのは，たぶん１時間くらいしかないのではないかという記憶がある。

□　法廷での弁論は，確かに今でも３分から５分程度である。しかし，それはきちんと当事者が準備を行って訴訟が順調に進行している場合であり，例えば争点の整理が必要な場合は，弁論準備等の手続をじっくり時間をかけて行っている。

●　裁判所でも，期日の打合せの際，弁護士に都合が悪いと言われれば，内容の確認までは行っていない。もっとも，最近は弁護士も心得ていて，急ぐような事件であれば，既に入れていた事件をキャンセルして，優先して期日を入れてくれるような場合もある。

○　敗訴した側は法定利率分の損失も被るので，やはり速ければ速いほど良い。民間の感覚では，通常，一つの仕事は３か月とか６か月のスパンで考える。もちろん裁判は話が違うが，本当は６か月を切るくらいの範囲内で終わるのがベストではないか。さきほど口頭弁論期日の間隔を短くするという話があったが，素人から見ると，確かにどうして１か月も間が空くのかという疑問がある。

○　難しい事件も，極めて単純な事件も，等しく時間がかかってしまうのではないかという認識をもっていたが，統計数値では早く終われる事件はそれなりに早く終わっているので，そのあたりがきちんとなっているなという感想を持った。

○　簡裁の訴訟においても，やはり次回期日までは１か月程度かかるが，二，三回程度で終わるケースがほとんどである。もっとも，裁判所の都合からか，３月から５月くらいまでの期間は，期日が入りにくい印象を受ける。裁判所の工夫で春の時期を乗り切れば，わずかでも期間を短縮できるのではないか。

(2)　刑事訴訟事件の迅速化について

［事前説明］

○　刑事訴訟事件の迅速化への取組について

□　仙台地方裁判所における統計資料の説明

［意見交換］

○　統計資料で自白事件と否認事件を分ける扱いは，否認することが裁判の迅速化を妨げているので，さっさと認めなさいというような印象を受けてしまう。

○　公訴事実を争わない自白事件では，通常１回の公判期日で審理を終え，その１週間程度後に判決を宣告している。したがって，起訴から１か月半程度で事件が終わってしまうので，迅速化を議論する余地はほとんどないと思われる。

　一方，事実を争う否認事件では，証人の数も多くなり，証拠調べなどで期日の回数も増えていくため，そういう場合にどのようにして迅速化を図っていくかを検討する必要があるという趣旨である。

○　２月２６日付けの河北新報に，従来の冤罪の理由は，上級審で覆されないよう裁判官が疑わしきも罰してきたからだという記事が載っていた。取調べの段階で自白していても公判の段階で否認するような，自白の信憑性が問題となるケースでは，取調べの状況を開示しないと長引いてしまうのではないか。

○　取調べ状況の可視化を図れば迅速化につながるという意見は，私も同感であ

る。外国の医師の間では，医療過誤訴訟に備えて，手術の様子を全てビデオに撮っておくというようなことも行われており，裁判においてもそういった準備をしておくことが，ある意味役に立つかもしれない。

公判前整理手続の導入によって，事前にスケジュールを決めることができるため，審理期間が劇的に短くなるのではないかと考えている。

○　裁判員制度で一般の国民が裁判員として参加する場合，誤審に関わるのではないかが一番の心配である。迅速化も大事ではあるが，そちらの方を重視すべきではないか。

○　この間，テレビで映画「それでもボクはやってない」が放映されたが，あれを見た人はだれでもこれは無罪だなと考えると思う。裁判員もそのような感覚で裁判に参加してもらえばよいのだと思う。検察官の立証が失敗したと思えば無罪と判断することになるのであるから，誤審についてはあまり心配して考えなくてもよいのではないか。

取調過程の可視化についても，現実には，自白自体が有罪の決め手となる事件はそう多くはなく，ほとんどのケースは自白以外の証拠から立証が可能ではないかと思われる。

○　従来の刑事裁判では，検察官と弁護士との間の駆け引きがあったり，検察側における証拠をあるだけ出すといった過剰立証の風潮などから，争点が明確に整理されるまで非常に時間がかかっていた。また，弁護人側が，事件の風化によって被告人の有利に働くよう引き伸ばしを図ったため，非常に長い期間がかかるような事件も存在した。

そういう意味では，公判前整理手続は，争点を明確化し，取り調べる証拠を限定することによって，審理を短期間で終えることが可能となる画期的な制度であり，今後は長期にわたる公判事件は減少していくものと思われる。

取調べの可視化については，事件に一番詳しいのは犯人であり，犯人から聞き出すことによって真実発見に近づいていくのであるから，供述調書の任意性が争われた場合には，これを迅速に立証できるような手段を準備していくことも必要であろう。

5　次回期日等

(1)　次回期日　平成２０年１０月２３日（木）午後１時３０分

(2)　場　　所　第５会議室（５階）

(3)　テ ー マ　「民事執行手続について」